
第3章	うるおいやにぎわいを育む快適なまち【都市環境】	123
第1節	歴史・文化とのふれあいが確保されている	123
	評価指標	123
1	歴史的文化遺産の保全と活用	123
1)	文化財の保護	124
2)	史跡等文化財保存整備事業	125
2	文化の継承・保存と創造	125
1)	伝統産業の継承、保存、活用	125
2)	文化活動の振興と文化創造の環境づくり	126
第2節	まち並みの美しさが確保されている	127
	評価指標	127
1	魅力ある都市景観の形成	127
1)	良好な景観の形成	127
2)	都心及び都市拠点の整備	128
3)	無電柱化	129
2	ゆとりのある都市空間の形成	129
1)	ゆとりのある住空間の整備	129
2)	ゆとりのある公共施設の景観保全	130
3)	快適な道路空間の確保	130
第3節	まちのにぎわいを確保する	133
	評価指標	133
1	にぎわいのある都市空間の形成	133
1)	堺 eco 観光	133
2	環境負荷の少ない都市構造対策	134
1)	都市交通体系の形成	134

第3章 うるおいやにぎわいを育む快適なまち【都市環境】

第1節 歴史・文化とのふれあいが確保されている

地域に伝えられてきた豊かな歴史と独自の文化の形成のために、歴史的文化的遺産の保全と周辺環境の一体的整備に努め、伝統文化の継承発展を図るとともに、これらを地域の活動へと活用していく。

評価指標

区分	項目	基準年度	現況（H27）	目標等
歴史文化とのふれあい	身近な地域における市民満足度	54.2% (H19年度)		60%
史跡	遺跡・古墳等を活用した公園	6か所 (H19年度)	6か所	順次拡大
文化財	指定文化財等	101指定 (H19年度)	158指定	順次拡大
文化施設	文化施設等	6か所 (H19年度)	5か所	整備・充実

1 歴史的文化遺産の保全と活用

<めざす方向性>

地域の歴史的遺産や文化財の保存・活用を図るとともに周辺地域の良好なまち並みの形成や市民・事業者と連携した地域環境美化活動を促進し、歴史的遺産等と調和し個性的な周辺環境の整備に努める。

本市は、文化財保護法、大阪府文化財保護条例、堺市文化財保護条例に基づき、市内に存する文化財を文化財指定し、その保護・活用を図っている。

平成28年4月には堺市指定史跡に3件を指定し、今後も順次指定数を増やして行く予定としており、これら指定文化財の保存修理、保存育成のため補助金を交付している。

表 3-1-1 補助金及び文化財登録件数

(単位：件)

区分	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指定文化財管理補助金	8	8	8	8	8
指定文化財保存修理、保護増殖補助金	2	5	3	3	4
指定文化財育成補助金	2	2	2	2	2
指定・登録文化財保存修理・保護増殖事業	2	1	1	1	-
指定文化財防災設備設置補助金	1	-	-	-	-
計	15	16	14	14	14
国指定	42	42	36	36	36
府指定	30	30	30	29	29
市指定	32	34	35	38	38
国登録	15	15	16	16	16
計	119	121	117	119	119

1) 文化財の保護

(1) 文化財調査・指定事業

市内に点在する各文化財の調査によって、市として保存の措置を講ずべきものを堺市文化財保護条例に基づき指定するとともに、その指定文化財（国・府指定を含む）等の適正な保存と活用に努め、また、各所有者の保存修理事業に対して補助を行い、もって文化財の維持管理に万全を期し、活用の推進を図っている。

大阪府指定天然記念物美多彌神社しりぶかがし社叢・方違神社のくろがねもち保護増殖事業、堺市指定有形文化財石津太神社本殿保存修理、堺市指定名勝妙國寺庭園保存管理、無形民俗文化財「上神谷のこおどり」・「堺の手織緞通」保存育成、国指定文化財建造物の防災設備保守点検についての補助等を行うとともに、「町家歴史館山口家住宅・清学院」の管理運営を行っている。また、百舌鳥古墳群の保存・活用を図るべく、平成27年3月31日に策定した『国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画』に従って保存整備基本計画の策定に取り組んでいる。

① 文化財保護の啓発

市民の文化財に対する関心と理解を深め、文化財保護意識の啓発を図るため、市内各所に点在する文化財の説明板を設置している。また、「堺の文化財 改訂増補版」「堺市埋蔵文化財地図」、「堺の文化財 - 百舌鳥古墳群 -」などの発行やインターネットによる情報発信も行っている。

② 史跡・重要文化財等公開事業

海の日にあわせて7月19・20日に史跡旧堺燈台の内部の一般公開を行った。

(2) 史跡・旧跡等管理事業

長塚古墳をはじめとする国指定史跡や旧跡「吉川俵右衛門顕彰碑」・国登録有形文化財「旧天王貯水池」等について文化財としてふさわしい環境を守るため、除草・害虫駆除・樹木剪定・不法投棄ごみ撤去を実施している。

2) 史跡等文化財保存整備事業

(1) 百舌鳥古墳群保存活用事業

現存する44基（市が14基、宮内庁が23基、大阪府が1基、民間は6基所有する）を、市が主体的に調査から保存・整備に至る取組を行う（ただし、宮内庁分は除く）。

世界文化遺産登録に向けて、平成19年度から発掘調査や地中レーダー探査等の科学的調査を実施し、公開に資するため現地公開や報告書を刊行している。また、平成21年度から百舌鳥古墳群の価値と意義を内外に発信するための講演会を開催し、市民や関係機関の理解を深めている。

(2) 町家活用推進事業

旧市街地北部に点在する寺院や民家等の歴史的建造物を保存活用しつつ、本市の歴史文化に親しむまちあるき観光をし町家歴史館山口家住宅、清学院を開設し、季節ごとのしつらいや伝統工芸の紹介等により市民に愛され、繰り返し訪れたいくなるような施設づくりを行っている。

平成27年度には町家歴史館で、堺の歴史や文化をテーマに、アサヒビールの創業者であり、日本で初めてビン詰めの日本酒を販売した鳥井駒吉を紹介する「堺を知る展示Ⅲ鳥井駒吉と堺の酒造」等を開催した。また、平成25年度に認定された「堺市歴史的風致維持向上計画」に基づき、市内の歴史的建造物及び伝統文化を活用したまちづくりを庁内および関係機関等と連携して行っている。

2 文化の継承・保存と創造

<めざす方向性>

先人から引き継いだ豊かな歴史文化資源や伝統を基盤としつつ、市民が郷土への愛着と誇りを感じ、市内外の人々が文化的魅力を感じることができる文化都市へと発展するための文化芸術施策の推進に努める。

1) 伝統産業の継承、保存、活用

堺には世界に誇れる刃物や線香、注染・和ざらしなどに代表される伝統産業があり、産地組合等と協働し、販路拡大や後継者育成などの取組を通して振興に努めている。

このほか、堺の伝統産業の技や製品の素晴らしさを市内外の方々に伝えるため、地域や学校などで、卓越した技を持つ「堺市ものづくりマイスター」による実演や講演、体験講座を実施している。

2) 文化活動の振興と文化創造の環境づくり

(1) 文化活動の場や文化芸術にふれる機会の提供

市民の文化活動の練習や発表の場として、柵・西・東・美原文化会館などが市民に利用されている。また、各文化会館や市内の文化財等を活用して、音楽イベントや古典芸能、美術作品の展示など、市民がより身近に文化芸術に触れる機会の拡充に努めた。

文化館は、アルフォンス・ミュシャの常設・企画展をはじめ、堺市展の開催など美術作品等の鑑賞の場として、また市民の作品発表の場として活用されている。

(2) 文化の創造や歴史文化資源の活用

堺市新人演奏会や堺アートワールド、堺市新進アーティストバンク制度など将来性ある芸術家の発掘・育成とともに、堺市展、阪田三吉名人杯将棋大会をはじめ、多様な歴史文化資源を活用した文化イベント等の実施により、「堺」の文化の振興や情報発信、都市イメージの向上を図った。

第2節 まち並みの美しさが確保されている

評価指標

区分	項目	基準年度	現況 (H27)	目標等
まち並み	身近な地域における市民満足度	43.9% (H19年度)	—	50%
	地区計画、建築協定の指定数	62件 (H19年度)	69件 (14件、55件)	順次増加
	放置自転車等撤去数	36,873台 (H19年度)	16,708台	減少
	路上違反簡易広告物除去活動団体数	48団体 (H19年度)	48団体	順次増加

1 魅力ある都市景観の形成

<めざす方向性>

良好なまち並みの形成に向けて、全ての市民等がゆとり、うるおい、やすらぎ等が感じられるよう公共空間や公共建築物の整備に努める。

また、堺市景観条例・堺市景観計画により、自然景観、歴史文化景観の保全・再生、各主体の景観意識の向上と自主的な取組等を推進するとともに、大規模建築物等に対して景観に配慮する助言・指導等を行い、良好なまち並みへの誘導を図る。

1) 良好な景観の形成

堺市景観計画及び堺市景観条例に基づき、大規模建築物等に対する助言指導等や、「百舌鳥古墳群周辺地域」や「堺環濠都市地域」といった重点景観形成地域における積極的な景観形成の推進、事業者や住民、行政などの各主体の景観意識の向上と自主的な取組等の促進など、良好な景観の形成に向けて取り組んでいる。

景観計画で重点景観形成地域として位置付けるとともに、堺市歴史的風致維持向上計画で重点区域に位置付けている「百舌鳥古墳群周辺地域」では百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録に相応しい景観形成を図るため、都市計画で景観地区として指定している。同じく重点区域に位置付けている「堺環濠都市地域」では、町家歴史館（山口家住宅及び清学院）をはじめとする町家や多くの寺社が立地し、歴史的風致が残る北部地区においては、これら歴史・文化資源を活かした公民協働によるまちなみの再生を図っている。

また、屋外広告物法及び堺市屋外広告物条例等に基づき許可制度を実施することにより、安全でかつ景観に配慮した秩序ある屋外広告物の掲出を促進し、良好な景観を実現に努めている。

○ 景観条例及び景観計画に基づく良好な景観形成に向けた取組の推進

- ・ 大規模建築物等に対する助言指導による良好な景観形成への誘導
- ・ 百舌鳥古墳群周辺地域における景観地区の決定、堺環濠都市地域における積極的な景観形成に向けた取組の推進
- ・ 堺市景観賞の実施（隔年開催）

○ **堺環濠都市北部地区における歴史的なまちなみの再生**

- ・ 堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会の活動支援
- ・ まちなみ修景補助制度の活用

○ **堺市屋外広告物条例に基づく適正な屋外広告物の規制・誘導**

- ・ 堺市屋外広告物条例に基づく許可制度の運用
- ・ 堺市路上違反簡易広告物除却活動員制度の運用
- ・ 屋外広告物の適切な掲出に係る指導

屋外広告物を設置する場合、一部の適用除外広告物を除き、原則、「堺市屋外広告物条例」に基づく許可申請が必要である。これにより、違反広告物の削減を図るとともに、違反広告物に対する指導や路上違反簡易広告物除却活動員制度によるボランティア活動により、良好な景観形成を促進している。

2) 都心及び都市拠点の整備

都心及び都心を含む3つの都市拠点や美原新拠点と地域生活拠点への必要な機能の集積を図るとともに、拠点相互や周辺都市との間を結ぶ都市軸により都市骨格の形成を進めている。特に、都心については、個性ある空間づくりのため、歴史、文化や水、緑を活用しつつ、各種機能の集積と都市景観の向上を図っている。

(1) 堺東駅周辺地域

本市の玄関口である堺東駅周辺地域においては、市民の活動や交流の場となる「市民交流広場」の整備、商業施設・住宅・駐車場を主要用途とする建築物とペDESTリアンデッキ等の公共施設を整備する「堺東駅南地区市街地再開発事業」の促進により、地域の活性化、良好な市街地環境の形成を図る。

(2) 市庁舎

市庁舎は堺の都心におけるランドマークであり、市政運営の中核を担う施設である。市庁舎の建設は、市民サービス、事務効率の向上はもとより、高度情報社会に対応できるとともに、環境と共生し市民に開かれた庁舎を基本の考え方として、平成2年11月に第1期工事として高層館が完成した。第2期工事については、更に環境にやさしい庁舎の建設をめざし、平成12年9月に着工し、平成16年2月に本館が完成した。

なお、環境に配慮した具体的な内容は次のとおりである。

- ・ 太陽光発電、雨水利用など省エネルギーや資源の有効利用
- ・ 屋上緑化や浸透舗装などによる地球環境との共生

(3) 区役所庁舎

区役所の建物は、周辺の景観との調和に配慮しながら区域の特性をいかした区域のシンボルにふさわしい建築物として、まちづくりの先導的な役割を果たすとともに、市民自治、行政サービスの拠点として親しまれ利用しやすい庁舎となることをめざして建設してきた。

中区役所において、平成22年度及び平成23年度に省エネ・新エネ設備の導入工事を実施し、窓用熱遮断フィルムの貼付（平成22年度）、太陽光発電の設置、高効率照明灯、トッランナー変圧器への交換（以上平成23年度）を実施した。（熱遮断フィルムは西区役所にも貼付している。）

3) 無電柱化

大小路線や大道筋などについては、電線類の地中化等により、無電柱化に努め、安全・安心な歩行空間の確保や地域に応じた都市景観の形成を図っている。

2 ゆとりのある都市空間の形成

<めざす方向性>

水と緑にふれあい、ゆとりと潤いのある都市空間、居住環境の整備を進める。

1) ゆとりのある住空間の整備

(1) 特定優良賃貸住宅供給促進事業

堺市長の認定を受けた供給計画に基づき、民間の土地所有者等が建設する良質な賃貸住宅を堺市住宅供給公社や民間指定法人が一括借上、又は管理受託し、特定優良賃貸住宅・優良賃貸住宅として管理を行っている。これまでに、36団地、902戸の供給を行った。ただし、平成13年度以降、新規供給は行っていない。

(2) 公営住宅等整備事業（市営住宅建替事業）

「堺市営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した住宅の更新を検討する際には既存ストックを有効活用する視点を持ち、住宅を長寿命化することにより環境負荷への軽減に配慮することに努めている。また、土地の有効利用を図りながら、公園・緑地の整備を行い、周辺も含めた憩いの場所を提供するとともに、周辺道路を整備し、安全で快適な住環境及び周辺の景観に配慮した良好なまちなみの形成に寄与している。

現在、28団地、3099戸（特定公共賃貸住宅を含む）が事業を完了している。

(3) 密集住宅市街地整備事業

老朽化した木造住宅が密集する地区の住環境の改善を図ることを目的とし、倒壊の危険性が高い老朽木造住宅などの建て替えを促進するとともに、著しく不足する道路や公園などの公共施設を整備し、防災性の高いまちづくりを進める事業である。

本市では、新湊地区において平成5年度より事業に着手し、これまで、狭あい道路の拡幅や公園の整備、耐震性貯水槽の設置などを実施するとともに、老朽木造賃貸住宅等の建て替え支援などを行っている。

(4) 良好な市街地の形成

都市機能の集積・更新と土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、市街地再開発事業を促進している。また、良好な市街地形成を図るため、土地区画整理事業を促進している。

2) ゆとりのある公共施設の景観保全

(1) 下水処理場

良好な景観形成に向けて下水処理場では場内の緑化を進めており、これは幹線道路の騒音軽減や地球温暖化の緩和に寄与している。また、三宝下水処理場のアジサイ一般公開や石津下水処理場のビオトープ、泉北下水処理場の多目的広場の開放といった取組により、下水道事業のイメージアップと市民へのPRにも努めている。

(2) 浅香山緑道

公共施設の緑化や都市景観の形成に資するため、浅香山浄水場の一部を浅香山緑道として整備を行い、延長約600mにわたるツツジを楽しむ憩いの場となっている。

3) 快適な道路空間の確保

放置自転車対策として昭和62年4月に「堺市自転車等の放置防止に関する条例」を制定、同年10月に施行し、駅周辺の自転車等の駐車秩序を確立し都市環境の保全を図るため自転車等駐車場の整備と放置禁止区域の指定を実施し、現在市内主要27駅全てに条例を適用している。平成27年度における市立自転車等駐車場の設置状況は83か所（すべて有料）、放置自転車等の撤去は16,708台であった。（表3-2-1、2）

また、堺東駅前の放置自転車等を一扫するため、平成21年8月中旬から啓発誘導員を配置し、自転車等駐車場への誘導、放置防止の指導・啓発を行っている。

なお、道路上に放置された車両（ミニバイクについては放置禁止区域以外のもの）については、所有者責任であることから自主撤去を促すために警告書を貼り付け、所轄警察署に放置車両の所有者、犯罪関与の有無の調査を依頼し、警察署から「所有者不明・犯罪に無関係」の回答があれば、「14日経過後撤去する」旨の公示をして、期間経過後に撤去している。

表3-2-1 自転車等放置禁止区域指定状況

駅名		放置禁止区域の指定日	指定拡大日
J R 阪和線	浅香駅	平成 5 年 6 月 1 日	
J R 阪和線	堺市駅	西側	昭和 62 年 10 月 1 日
		東側	昭和 63 年 7 月 1 日
			平成 11 年 4 月 1 日
J R・南海	三国ヶ丘駅	平成 15 年 10 月 1 日	
J R 阪和線	百舌鳥駅	平成 11 年 11 月 1 日	
J R 阪和線	上野芝駅	平成 3 年 5 月 1 日	平成 16 年 4 月 1 日
J R 阪和線	津久野駅	平成 14 年 2 月 1 日	
J R 阪和線	鳳駅	平成 2 年 11 月 1 日	
南海高野線	浅香山駅	平成 9 年 10 月 1 日	
南海高野線	堺東駅	昭和 62 年 10 月 1 日	平成元年 2 月 1 日
			平成 3 年 11 月 1 日
			平成 11 年 11 月 1 日
			平成 16 年 6 月 1 日
南海高野線	百舌鳥八幡駅	平成 13 年 2 月 1 日	
南海高野線	中百舌鳥駅	平成 4 年 5 月 1 日	平成 9 年 3 月 1 日
			平成 16 年 5 月 1 日
南海高野線	白鷺駅	平成 4 年 5 月 1 日	
南海高野線	初芝駅	昭和 62 年 10 月 1 日	
南海高野線	萩原天神駅	平成 3 年 10 月 1 日	
南海高野線	北野田駅	西側	昭和 63 年 10 月 1 日
		東側	平成元年 11 月 1 日
			平成 11 年 3 月 1 日
			平成 16 年 4 月 1 日
南海本線	七道駅	平成元年 7 月 1 日	平成 11 年 3 月 1 日
南海本線	堺駅	平成 4 年 4 月 1 日	平成 5 年 11 月 1 日
			平成 9 年 3 月 1 日
			平成 16 年 5 月 1 日
南海本線	湊駅	平成元年 6 月 1 日	平成 9 年 9 月 1 日
南海本線	石津川駅	平成元年 6 月 1 日	平成 3 年 3 月 1 日
			平成 9 年 11 月 1 日
			平成 16 年 4 月 1 日
南海本線	諏訪森駅	平成 10 年 12 月 1 日	
南海本線	浜寺公園駅	平成 10 年 12 月 1 日	
泉北高速	深井駅	平成 9 年 5 月 1 日	
泉北高速	泉ヶ丘駅	平成 4 年 7 月 1 日	
泉北高速	梅美木多駅	平成 4 年 7 月 1 日	
泉北高速	光明池駅	平成 6 年 5 月 1 日	
地下鉄	北花田駅	平成 6 年 12 月 1 日	
			平成 16 年 11 月 1 日
地下鉄	新金岡駅	昭和 63 年 7 月 1 日	平成元年 12 月 1 日
			平成 4 年 10 月 1 日

表 3-2-2 条例適用駅での自転車等撤去台数

(平成 27 年度)

駅名	浅香駅	堺市駅	三国ヶ丘駅	百舌鳥駅	上野芝駅	津久野駅	鳳駅
自転車(台)	32	880	603	26	247	165	657
バイク(台)	0	3	15	1	7	2	6

駅名	浅香山駅	堺東駅	百舌鳥八幡駅	中百舌鳥駅	白鷺駅	初芝駅	萩原天神駅	北野田駅
自転車(台)	29	1,142	11	3,643	250	456	71	582
バイク(台)	0	18	-	122	11	9	0	22

駅名	七道駅	堺駅	湊駅	石津川駅	諏訪ノ森駅	浜寺公園駅
自転車(台)	272	1,026	355	531	190	22
バイク(台)	2	10	5	13	3	1

駅名	深井駅	泉ヶ丘駅	梅美木多駅	光明池駅	新金岡駅	北花田駅
自転車(台)	1,460	295	235	1,106	915	992
バイク(台)	91	42	8	105	4	15

全駅	計
自転車(台)	16,193
バイク(台)	515

第3節 まちのにぎわいを確保する

評価指標

区分	項目	基準年度	現況 (H27)	目標等
にぎわい	来街者数	3,483 万人 (H19 年度)	4,559 万人 (H26 年度)	順次増加
	観光レンタサイクルシステム	利用総件数 4,240 件 貸出所 12 か所 設置台数 48 台 (H19 年度)	観光レンタサイクル 利用総件数 4,958 件 貸出所 11 か所 設置台数 117 台	システムの構築、 順次拡大
	コミュニティサイクルシステム ^{注)}	コミュニティサイクル 利用総件数 13,751 件 貸出所 4 か所 設置台数 450 台 (H22 年度)	コミュニティサイクル 利用総件数 195,584 件 貸出所 8 か所 設置台数 690 台	順次拡大

注) 平成 22 年 9 月から運用開始

1 にぎわいのある都市空間の形成

<めざす方向性>

環境と経済が好循環した活力のある魅力的なまちのにぎわいを再生・創出するため、拠点的都市機能や生活関連サービスの向上、歩く生活スタイルの普及等を進める。

1) 堺 eco 観光

「環境モデル都市・堺」にふさわしい取組みとして、地球環境に優しい交通機関である鉄道と、散策・サイクリングを組み合わせた観光を推進する「堺eco観光」をJR西日本、南海電鉄、阪堺電気軌道と連携のうえ平成 21 年 6 月から実施している。「電車で出かけて駅から散策」をコンセプトに3種類の散策モデルコースを設定するなど、鉄道各駅などでのPRに取り組んでいる。

2 環境負荷の少ない都市構造対策

<めざす方向性>

エネルギー消費や廃棄物による環境負荷の少ない都市構造をめざし、自然の持つ環境負荷抑制力の活用、コンパクトな土地利用や施設配置を進める。また、『堺市自動車環境対策に係る基本的な考え方』に基づき、自動車に過度に依存しない交通等の実現に向けた取組を進める。

1) 都市交通体系の形成

(1) 歩行者歩行環境

歩道の設置等交通安全施設整備事業を推進し、安全で快適な歩行者空間を確保するため、放置自転車対策や自転車歩行者道の整備等（表3-3-1）により歩行者歩行環境の改善等に努めている。

表 3-3-1 堺市管理の国・府・市道における自転車歩行者道等の現況

(平成28年4月1日)

堺市管理の国・府・市道の実延長		約 2,089 km
部分自歩道	自転車道・自転車歩行者道	約 223 km
	2 m以上の歩道	約 608 km
独立専用自転車歩行者道等		約 48 km

注) 独立専用自転車歩行者道等とは、自転車歩行者専用道路と歩行者専用道路を合わせたものである。

(2) 公共交通機関の利用促進

環境負荷の少ない交通体系の構築をめざし、自動車よりも二酸化炭素排出原単位が少ない公共交通への転換を図るため、おでかけ応援制度の実施やICカードシステム、ノンステップバスの導入補助など公共交通機関の利用促進に努めている。

(3) 自転車利用環境の整備

過度な自動車利用から地球環境にやさしい乗り物であり、本市の地場産業でもある自転車への転換を進めるため、自転車を利用しやすい環境の整備を進めている。

① コミュニティサイクル事業

コミュニティサイクルは、複数のサイクルポート（専用駐輪場）に共用自転車を配置し、どのサイクルポートでも自転車の貸出返却ができる利便性の高い交通システムで、平成22年9月から運用を開始している。

平成27年度末現在、駅前や観光拠点を中心に、市内8か所にサイクルポートを設置している。

② 自転車通行環境の整備

自転車による回遊性や快適性を高めるネットワークの形成に向けて、歩行者の安全を第一とし、自転車利用者の安全にも配慮した自転車通行空間を確保する自転車通行環境の整備（自転車道、自転車レーン、歩道の視覚分離）を進めている。平成27年度には約5.3kmを整備した。平成27年度までの整備総延長は、約30.6kmである。

（４）公用車 EV カーシェアリング事業

電気自動車(EV)の利用機会拡大やカーシェアリングの普及、公用車の有効活用の推進を目的に、市役所周辺5か所の民間駐車場に配置された公用電気自動車を、職員と市民が相互利用する公用車EVカーシェアリング事業を平成24年2月から平成28年3月まで実施した。